

令和8年7月3日
北海道開発局

令和8年度第2回国営事業評価技術検討会開催

北海道開発局では、国営土地改良事業等の効率性及び透明性の向上を図るため、事業評価(再評価・事後評価)を実施しており、この度、「令和8年度第2回国営事業評価技術検討会」を下記のとおり開催します。

なお、本技術検討会開催後、議事概要等をホームページで公表します。

記

- 日時 : 令和8年7月9日(木) 13:30～
場所 : 札幌第1合同庁舎 10階共用第1会議室
(札幌市北区北8条西2丁目)
内容 : 令和8年度事業評価結果(案)の諮問、審議
※ 委員については別紙1、事業評価対象地区は別紙2を参照ください。

傍聴を希望される方は、7月8日(水)12時までに以下のとおり連絡願います。

なお、会場の都合により傍聴者数を制限する場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

- 【宛先】 北海道開発局農業水産部農業計画課 国営事業評価技術検討会事務局
メールアドレス [hkd-ky-jigyohyouka-nougyou \(at\) gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-jigyohyouka-nougyou@gxb.mlit.go.jp)
※ (at) を @ に置き換えてください。

- 【記載事項】 氏名(ふりがな)、電話番号
(差し支えなければ 勤務先、所属団体も記載してください。)

※御提供いただいた個人情報、受付確認のため使用し、他の目的には使用いたしません。

※傍聴に当たっては別紙3の留意事項を遵守願います。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311

- 事後評価 : 農業水産部 農業計画課 事業計画推進官 佐々木 信也 (内線 5513)
農業水産部 農業計画課 課長補佐 大野 隆 (内線 5514)
再評価 : 農業水産部 農業整備課 課長補佐 猪口 恵助 (内線 5573)
農業水産部 農業振興課 課長補佐 清水 拓郎 (内線 5589)



令和8年度国営事業評価技術検討会委員名簿

いのうえ せいじ
井上 誠司 酪農学園大学農食環境学群教授

いのうえ たかし
井上 京 北海道立総合研究機構理事

さわもと たくじ
澤本 卓治 酪農学園大学農食環境学群教授

◎ ながさわ てつあき
長澤 徹明 北海道大学名誉教授

むしや かなえ
武者 加苗 札幌大学地域共創学群教授

もり くみこ
森 久美子 作家・拓殖大学北海道短期大学客員教授

(五十音順 敬称略、◎は委員長)

1. 令和8年度 再評価 公表地区一覧

別紙2

(国営緊急農地再編整備事業)

地区名	関係市町村	採択年度	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事
愛別	愛別町	H28	1,253	24,500	区画整理 1,253ha
大雪東川第一	東川町	H28	1,157	23,000	区画整理 1,157ha
雄武丘陵	雄武町	H28	3,663	12,000	区画整理 3,663ha

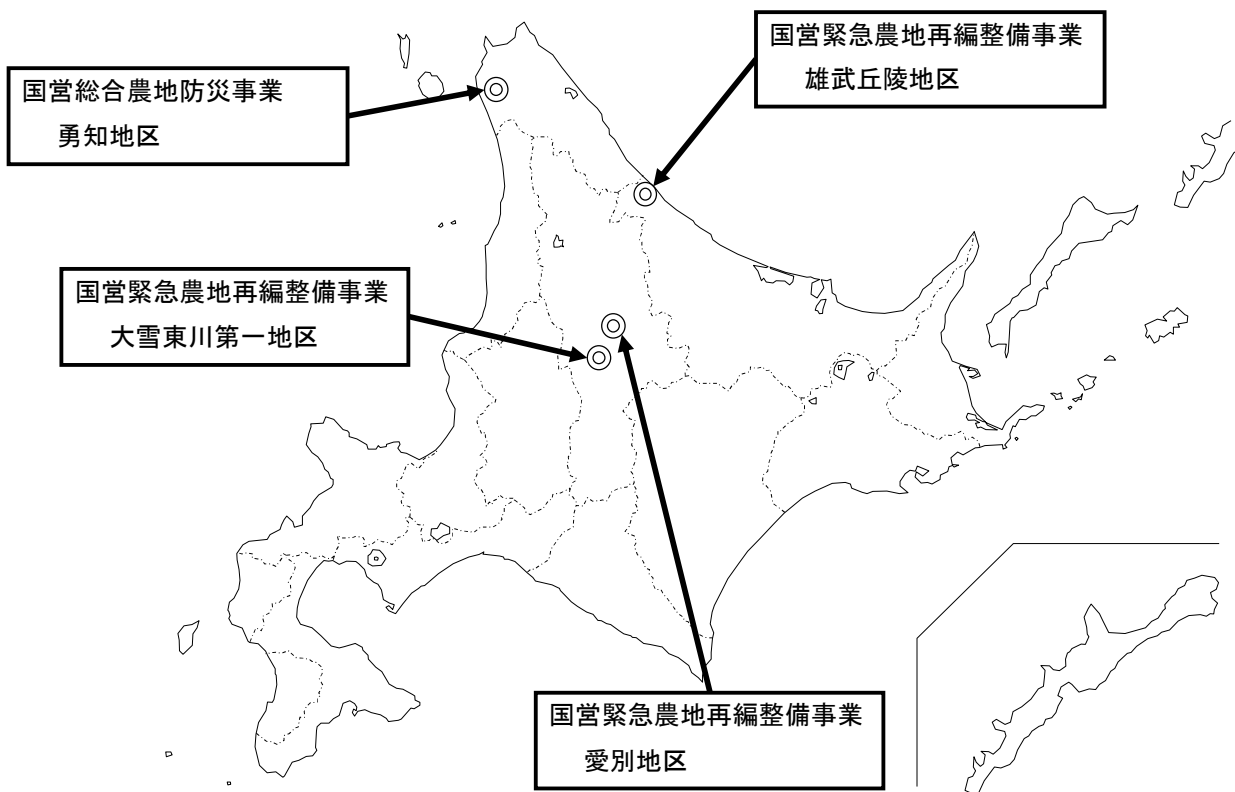
注)事業費、主要工事は、現事業計画の内容を記載。

(国営総合農地防災事業)

地区名	関係市町村	採択年度	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事
勇知	稚内市	H28	631	7,200	排水路 16.0km、暗渠排水 631ha、不陸整正 605ha、障害物除去 9ha

注)事業費、主要工事は、現事業計画の内容を記載。

令和8年度 再評価公表地区位置図



2 令和8年度 事後評価 公表地区一覧

(国営かんがい排水事業)

地区名	関係市町村	事業期間	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事
大野平野	函館市、北斗市、七飯町	H18～R1 (R2)	2,454	15,043	頭首工 2か所、取水口 1か所、用水路 40.2km
樺戸・樺戸(二期)	月形町、浦臼町、新十津川町、雨竜町	S62～R1 (R2)	9,843	109,634	貯水池 2か所、頭首工 4か所、揚水機 1か所、用水路 73.8km、排水機 5か所、排水路 10.9km
美女	美幌町、大空町	H21～R1 (R2)	1,728	9,281	排水機 1か所、排水路 9.8km

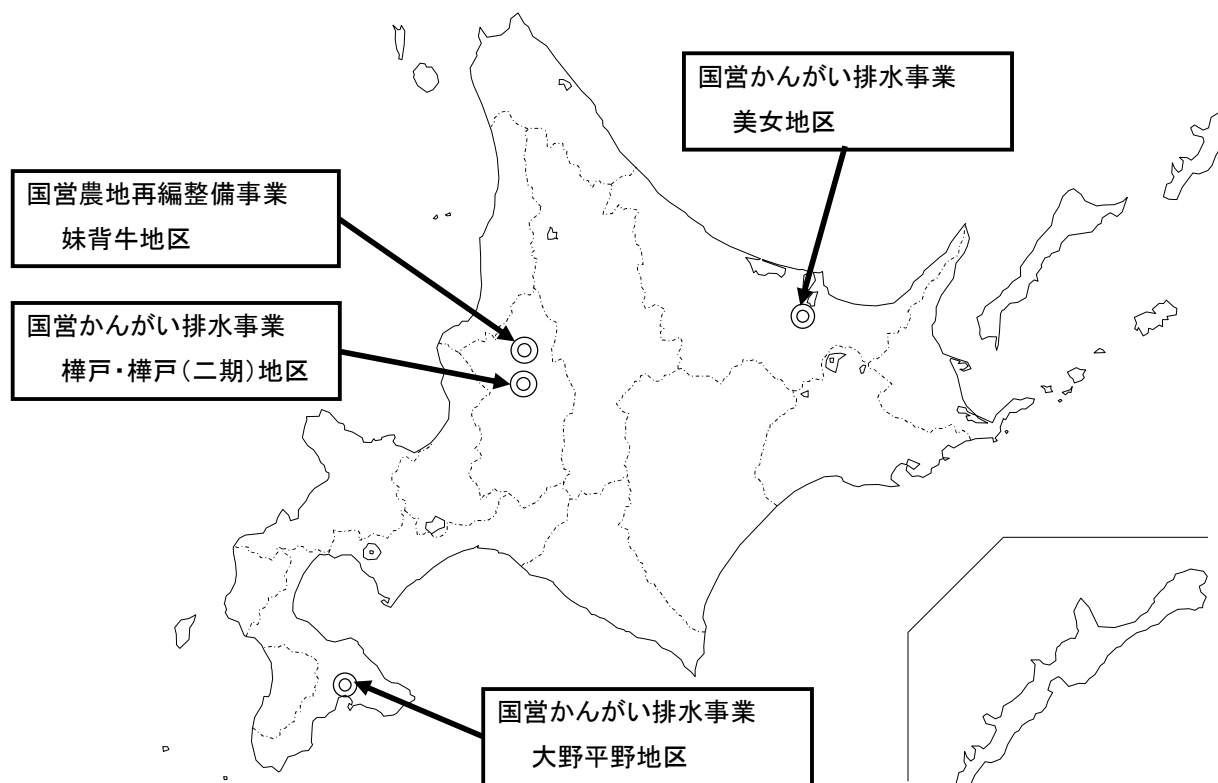
注)事業期間の括弧書きは完了公告年度

(国営農地再編整備事業)

地区名	関係市町村	事業期間	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事
妹背牛	妹背牛町	H20～R1 (R2)	1,002	21,599	区画整理 997ha、農地造成 5ha、排水路 2.1km、道路 2.4km

注)事業期間の括弧書きは完了公告年度

令和8年度 事後評価公表地区位置図



傍聴に当たっての留意事項

国営事業評価技術検討会

- 1 会議を傍聴する方は、あらかじめ事務局の用意する所定の書式に氏名等を記入願います。
- 2 会議を傍聴する方は次の事項を遵守^{じゆんしゆ}してください。これらの事項に反する行為をした場合は、退場等の措置を取ることがあります。
なお、会場の都合により会議の傍聴者数を制限する場合があります。
 - 1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法などにより、委員の発言等に対して公然と賛否を表明することは御遠慮願います。
 - 2) 傍聴に当たって、報道機関関係者以外の方はカメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等による撮影、録音行為は御遠慮願います。
 - 3) 食事及び喫煙は御遠慮願います。
 - 4) その他、会場の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となるような行為は御遠慮願います。